

こんな企業が協賛企業です（協賛企業への選定基準）＜賛助会員の手順＞

—下記のような誓約書を交わして実施できる企業のみを岡管連で選定しています。—

〔協 賛 企 業 と の 誓 約 書〕（7つの誓い）

1. 岡管連の定款及び総会、理事会決議事項を遵守します。
2. 営業活動を行うにあたっては、利益第一主義に流されることなく、管理組合発展のために誠意を持って行動し、岡管連及び岡管連に所属する管理組合等（以下；正会員）に一切のご迷惑をお掛けしないよう誠実な対応いたします。
3. 岡管連より指導を受けた際は誠実な対応をいたします。
4. 岡管連及び正会員ならびに認定専門家集団より委託を受けた事項については、岡管連に適宜、速やかに報告いたします。但し、正会員との間で管理委託契約を締結した後の当該会員からの委託事項についてはこの限りではありません。
5. 正会員への PR 誌その他 DM を送付し、または訪問販売を実施するときは、あらかじめ岡管連へその旨を事前に届出いたします。
また、岡管連で、会報を発行の場合には、企業紹介に積極的に応じます。
6. 万一、正会員との間にトラブルが発生した場合には、速やかに全責任をもって対処し、解決にあたります。なお、直近3年以内において、正会員又はその居住者との間において、トラブルが発生し未解決となっている事例はありません。
7. 本誓約書に照らし、違反行為があったと岡管連が認定した場合には、活動支援協力企業「協賛企業」の登録を取り消されることに同意し、異議を申し上げることはいたしません。（また、いかなる名目でも納めた金品等一切返金を請求することはいたしません。）

以上の契約事項が守れる企業は、申請書と審査料（3万円）を納め審査を受けます。

その結果、監督官庁などと協議して1ヶ月以内に回答します。その結果 OK なら本会が「協賛企業として」認定させていただきます。（同種類の企業は、3社以内限定します。）（協賛企業として認定されない場合は、半額返金します。）

賛助会員になると、本会の運営を援助するため年会費6万円納めていただきます。（その際、審査料の3万円は、全額内金として処理されます。即ち、入会金として充当されます。）

本会では、必要に応じて、賛助会員になった企業をマンション管理組合に認定企業として紹介するとともに、管理組合の入札に応じる権利を取得できます。

ご希望の企業で、上記契約を守れる企業は、積極的に申し出ください。

（一度、退散した企業は、3年間は協賛企業になることはできません。）

平成 年 月 日

特定非営利活動法人
岡山県マンション管理組合連合会
会長（代表理事） 殿

NPO 法人岡管連の活動支援協力企業「協賛企業」
住 所 〒
社 名
代表者 印

担当者（部署・役職・氏名）

電 話

協賛企業申請書

この度、特定非営利活動法人岡山県マンション管理組合連合会（岡管連）の活動支援協力企業「協賛企業」として、岡管連定款及び協賛企業との誓約書（7つの誓い）を遵守することを誓約し、審査料3万円を納入し、登録申請をいたします。

（注1） 会社概要並びに業務実績、企業特徴等を添付すること。

（注2） 審査料のお振込み先：

①中国銀行県庁支店（普通）1416781 名義人：特定非営利活動法人 岡山県
マンション管理組合連合会

又は②郵便振替口座：01320-4-2589 加入者：特定非営利活動法人 岡山県
マンション管理組合連合会 {振込み票を裏面に添付（コピー可）}